

業務継続計画未策定減算の経過措置終了について①

- 令和6年4月1日より業務継続計画（BCP）未策定事業所に対する減算が導入されました。
令和7年3月31日までは経過措置として一部減算が適用されない場合がありますが、**令和7年4月1日からは業務継続計画（BCP）未策定の場合はすべて減算の対象となります。**

※業務継続計画（BCP）とは

感染症や災害が発生した場合に、業務を中断させないよう、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめたもの。全ての介護サービス事業所に策定が義務づけられている。

【業務継続計画未策定減算】

- ①業務継続計画（BCP）を策定すること
- ②当該業務継続計画（BCP）に従い必要な措置を講じていること
上記の基準に適合していない場合、下記のとおり減算を適用する。
 - ・施設・居住系サービスは**所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算。**
 - ・その他のサービスは**所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。**

【経過措置の内容】※令和7年3月31日で終了

- ・業務継続計画未策定の場合でも、「感染症の予防及び蔓延防止のための指針」の整備及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は減算を適用しない。
- ・訪問系サービス及び福祉用具貸与の事業所は減算を適用しない。

業務継続計画未策定減算の経過措置終了について②

- 「業務継続計画策定の有無」について指定権者への届出が必要となりますので、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」により届け出てください。
届出がない場合は未策定とみなされ減算が適用されます。
- 業務継続計画未策定というのは、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合を指します。
- 業務継続計画未策定減算は、**基準を満たさない事実が生じた場合、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月を含む）から、基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員分について、所定単位数から減算となります。**
- 運営指導等で未策定が確認された場合、当該減算は**その翌月からではなく「事実が生じた時点の翌月」まで遡って減算が適用されます。**

